

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約

(目的)

第1条 伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊賀市四十九町3184番地伊賀市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施及び評価に関すること。
- (4) 地域の実情にあわせた、バス等による乗合旅客運送の態様に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員25人以内をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、協議会に、参考意見を聴取するためにオブザーバーを置くことができる。

(謝礼)

第5条 委員が協議会の会議（以下「会議」という。）に出席した際は、1回あたり6,000円に交通費相当額を加えた金額の謝礼を受けるものとする。

- 2 前項の規定は、委員のうち、行政機関職員及び公安委員会職員には適用しないものとする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人以内
 - (3) 監事 2人
- 2 会長、副会長及び監事は、それぞれ委員の互選により選出する。
(役員の職務)
- 第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。
(任期)
- 第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が第4条第1項に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、役員の職にあるものは、その任期が満了した後においても、第6条第2項の規定に基づき後任の役員が選出されるまでの間はその職務を負う。
(会議)
- 第9条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、緊急の処理を必要とする事項と認めた場合には、議決すべき事項を示した書面をもって委員の賛否を求めることができる。この場合、協議会の議決があったものとみなす。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)
- 第10条 協議会で協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しな

ければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討及び協議を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第12条 協議会に、伊賀市内各地域における交通に係る課題等を検討及び協議する地域部会（以下、「地域部会」）を置くことができる。

2 地域部会は、会長が必要と認める地域エリア毎に置く。

3 地域部会は、会長が必要と認める者により組織する。

4 地域部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、伊賀市地域力創造部公共交通課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第15条の2 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日の前日までに、伊賀鉄道活性化連携計画協議会規約第4条及び伊賀市交通計画協議会条例（平成19年伊賀市条例第40号）第3条により委員に就任した者は、この規約の相当規定により委員に就任したものとみなす。
- 3 前項の規定により委員に就任した者の任期は、第8条第1項の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年6月27日から施行し、改正後の伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年11月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年11月17日から施行し、改正後の伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約の規定は、平成29年9月29日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規約の適用の日以後最初に就任した委員の任期は、第8条第1項の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

別表1（第4条関係）

伊賀市副市長
伊賀市地域力創造部長
公共交通事業者を代表する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体代表
国土交通省職員
三重県伊賀警察署代表
三重県名張警察署代表
三重県職員
その他市長が必要と認める者
※オブザーバー

【参考】別表1 委員構成

伊賀市副市長	
伊賀市地域力創造部長	
公共交通事業者を代表する者	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社地域共生室長
	近畿日本鉄道株式会社創造本部未来創造部長
	伊賀鉄道株式会社代表取締役鉄道営業部長
	三重交通株式会社伊賀営業所長
	三重県タクシー協会伊賀支部長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体代表	三重交通労働組合伊賀支部書記長
国土交通省職員	国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課長
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官
三重県伊賀警察署代表	伊賀警察署交通課長
三重県名張警察署代表	名張警察署交通課長
三重県職員	三重県地域連携・交通部交通政策課長
	三重県伊賀建設事務所副所長
その他市長が必要と認める者	学識経験者
	市民公募委員
	いが移動送迎連絡会副会長
	伊賀市障害者福祉連盟上野支部長
	住民自治協議会関係者
※オブザーバー	国土交通省中部運輸局鉄道部計画課